

公益財団法人札幌法律援護基金 理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人札幌法律援護基金(以下「基金」という。)の理事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、原則として、事業年度毎に6月及び3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(招集権者)

第4条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第2条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第9条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第14条 理事会は、基金の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長及び常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会は、法令に定める事項、定款に定める事項、その他理事会が必要と認める事項を決議する。

(報告事項)

第16条 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 常務理事会

(常務理事会)

第17条 常務理事会は、理事長及び常務理事で構成し、原則として、毎月1回開催する。

第6章 雑則

第18条 この規則の改廃は理事会の決議による。

第19条 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事長が指名した順位により、常務理事がその職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月22日理事会議決)